

**京都府南部豪雨による被災者の方々に対する
公益財団法人京都産業21北部支援センター機械器具貸付料の減免について**

公益財団法人京都産業21
北部支援センター

公益財団法人京都産業21では、先の8月13日からの大豪雨災害に関連して被害を受けられた事業者等の方が、当財団北部支援センター（丹後・知恵のものづくりパーク）で行っている貸付事業を利用の際、当機械器具に係る貸付料金について下記のとおり減免をします。

記

- 1 対象機械器具貸付料
公益財団法人京都産業21北部支援センター機械器具貸付規程に定める貸付
- 2 減免する対象者 京都府南部豪雨により被災した府民及び府内事業者
- 3 減免する期間 平成24年8月13日～平成25年3月31日
- 4 減免する貸付料 全 額
- 5 提出書類
機械器具借受け申込書（第1号様式）別紙
機械器具貸付料減免申請書（第3号様式）別紙
市町村が発行する「罹災証明書」

<お問い合わせ>

公益財団法人京都産業21 北部支援センター

TEL 0772-69-3675

FAX 0772-69-3880

年 月 日

公益財団法人京都産業21北部支援センター長 様

申込者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
使用者氏名

機械器具借受け申込書

公益財団法人京都産業21北部支援センター機械器具貸付規程第5条の規定により、
下記により機械器具の借受けを申し込みます。

使用に当たっては、下記使用条件を遵守します。

記

1 借受けを希望する機械器具の名称及び数量

台

2 借受けの目的

3 借受け希望期間 年 月 日 時から
年 月 日 時まで 日間（ 時間）

- （使用条件）
- 1 職員の指示に従い使用します。
 - 2 借受け目的以外の使用はしません。
 - 3 使用者の責に帰すべき事由により機械器具に損害が発生したときは、
指示により申込者とその修理又は取替えに要する費用を負担します。

申 込 者	本 社 等 所 在 地	(上記住所と同一の場合は記入不要)
	連 絡 先	電話：
	業 種	製造業・サービス業・その他（ ）
	資 本 金 の 額	万円
	従 業 員 数	人（常時使用する従業員の数）

第3号様式 (第7条関係)

機械器具貸付料減免申請書

年 月 日

公益財団法人京都産業21北部支援センター長 様

申請者 住 所

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり機械器具貸付料の減免をお願いします。

利用機器・設備の名称	
利用の目的	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減免申請の額	
減免の理由	
備 考	